

慶応三年四月十九日より慶応三年四月廿日まで

P8310676right

伝議両奏(伝奏\*1・議奏)御辞職願相濟、別種の堂上(\*2)方四名差扣被仰付、其分猶貶黜(\*4)の御世情

可有し旨の御儀、其縁由は此度英人敦賀行を口実として紛紜(\*3)の混雑を引出せし由御用の主旨は万一英人京地へ立入候義有しては不図の事に付、明日大津へ出向居り

夫々計画可有しとの御沙汰也、第二時過退出、山下金助より托せられし湯浅要一への届け手紙為持遣す受取書来る、岩司来る芸州尋問の意を帯ぶ

廿日卯 晴

朝第四時前、坂地図書より済附、御用状届く、英公使敦賀行道中並彼地着の模様至極適意の様子、尤内実配慮すべき、内情有し旨、特藤(熊)よりの表状内状とも廻し来る、

即齊芸給へ

廻達、同第五(六)時前、阪地但州より斎附御用状届く、英人南都行無滞、昨本帰坂の旨並

P8310676left

御雇英人シール兵庫へ差渡云々、ラフラル御用品、御買上には箱携無し、(一万五千元の内枕、二千元)金有し旨旨ワッソール

申云々、江府よりの御用状写成島(甲子)より図書への一書廻し来る、来て是また芸州へ廻達、尤

本日大津出張御用に付、篠原連を呼、件の申談、同人へ托し廻達す、第五時半過出立(大津)九時頃大津着、仙台へ嫁す近衛殿の女当駅泊り、本陣差支にて両替舗、甲斐屋某旅宿とす

連十郎来り、猶徒々申聞く義有し慰勞銀少許(少しばかり)(設す)致す、当所御代官(石原清次郎)

組 〇 手代等用

聞として来る、栄助来る、前書御息女へ英人行逢等の懸念に付、御代官手代松林(太朔)を呼打合中、草津より宇治の道筋險阻にて通行難成旨、同宿役人申出に付、当宿人員を以石山寺山越の積り、又は矢橋(やばせ)より乗船の策等(宿より別手組)来り報ず、草津へ差遣す連十郎も右別手組と供に

引返し来る、夫々談決返し遣(つかわ)す、京地図芸両州より伊賀守殿御渡、〇改〇被仰渡〇

\*1:伝奏(武家伝奏)は幕府に対する朝廷の窓口)

\*2:堂上は公家のこと

\*3:紛紜(ふんうん) まぎれ乱れること

\*4:貶黜(へんちゆう)官位を下げ、退けること

〇印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。